第 12 号 議 案

平成24年度(2012年度)町田市下水道事業会計予算

平成24年度(2012年度)町田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,843,407千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 1,000,00千円と定める。

平成24年(2012年)2月27日提出

東京都町田市長 石阪丈一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入

		款						項	į				金	額		
																千円
1.	分扌	担金及て	ド負 担	金										92,	6 7	9
					1.	負			担		金	È		92,	6 7	8
					2.	分			担		金	È				1
2.	使月	用料及て	ド手 数	料									5,	391,	2 1	3
					1.	使			用		料	ŀ	5,	390,	9 1	7
					2.	手			数		料	ŀ			2 9	6
3.	玉	庫 支	出	金									1,	248,	3 9	0
					1.	国	庫	Ī	補	助	金	È	1,	248,	3 9	0
4.	都	支	出	金										66,	4 8	0
					1.	都		補		助	金	È		66,	4 8	0
5.	財	産	収	入											6	2
					1.	財	産	売	払	4 د	又入				6	2
6.	繰	入		金									2,	400,	0 0	0
					1.	繰			入		金	È	2,	400,	0 0	0
7.	繰	越		金										150,	0 0	0
					1.	繰			越		金	È		150,	0 0	0
8.	諸	収		入										23,	4 8	3
					1.	延	滞金	加多	金章	及び	過半	ļ				2
					2.	貸	付	金	元	利	収入			18,	8 6	7
					3.	雑					入			4,	6 1	4
9.	市			債									2,	471,	1 0	0
					1.	市					債	Ī	2,	471,	1 0	0
		歳	入			合			計	-			11,	843,	4 0	7

歳出

款	項							金額		
									千円	
1. 下 水	道 費								8, 076, 463	
		1.	下	水	道	管	理	費	791, 770	
		2.	管		^길	Ę		費	4, 527, 631	
		3.	処	;	理	場	i	費	2, 696, 012	
		4.	流	域	下	水	道	費	61, 050	
2. 公 債	費								3, 756, 944	
		1.	公		ſ	責		費	3, 756, 944	
3. 予 備	費								10,000	
		1.	予		ſj	莆		費	10,000	
歳	出		合			計			11, 843, 407	

第 2 表 債 務 負 担 行 為

	事		項			期	間	限	度	額
管	₹ 等	整	備	事	業	平成24年 平成25年				千円 918, 900
成瀬ク	リーン	センタ	· — 뢒	整備事	業	平成24年 平成27年				4, 117, 000
鶴見川	クリーン	ノセン	ター	整 備 事	業	平成24年 平成26年				2, 900, 000

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 2, 471, 100	証書借入又は 証 券 発 行	5.0%以内 (((((((((((((((((((借を償する。 借を償する。他間繰り、借る では、合と還 では、合と還 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、